

# 高松競輪場再整備事業

## 事業者選定基準

令和5年10月3日

高松市



## 目 次

1	事業者選定基準の位置付け .....	1
2	審査の概要 .....	1
	（1）審査の方法 .....	1
	（2）審査の体制 .....	1
	（3）審査の手順 .....	2
3	審査基準 .....	3
	（1）資格審査 .....	3
	（2）提案審査 .....	3
4	総合評価 .....	8
5	優先交渉権者等の決定 .....	8



## 1 事業者選定基準の位置付け

本事業者選定基準は、高松市（以下「市」という。）が本事業（以下「本事業」という。）の事業者を選定するに当たって、最も優れた事業者を選定するための方法、手順、評価基準等を示したものである。

## 2 審査の概要

### （1）審査の方法

本事業を実施する事業者の選定方法は、本事業の公募に応募する者（以下、「応募者」という。）からの本事業の実施に係る対価（以下「提案価格」という。）及び提案書の提案内容を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行う。

審査の方法は、応募者の備えるべき参加資格要件に関する「資格審査」と、応募者からの提案価格及び提案書の提案内容に関する「提案審査」による２段階で実施する。

資格審査は、本事業への参加表明を行った者の参加資格要件の適格性を審査するために行うものとする。

提案審査は、参加資格審査を通過した者を対象として、提案書の提案内容の評価（以下「定性的審査」という。）、提案価格の定量的な評価（以下「定量的審査」という。）により行い、定性的審査により定性的評価点を算出し、定量的審査により定量的評価点を算出する。

#### < 定性的審査・定量的審査の配点 >

提案審査内容	配点
定性的審査	80 点
定量的審査	20 点

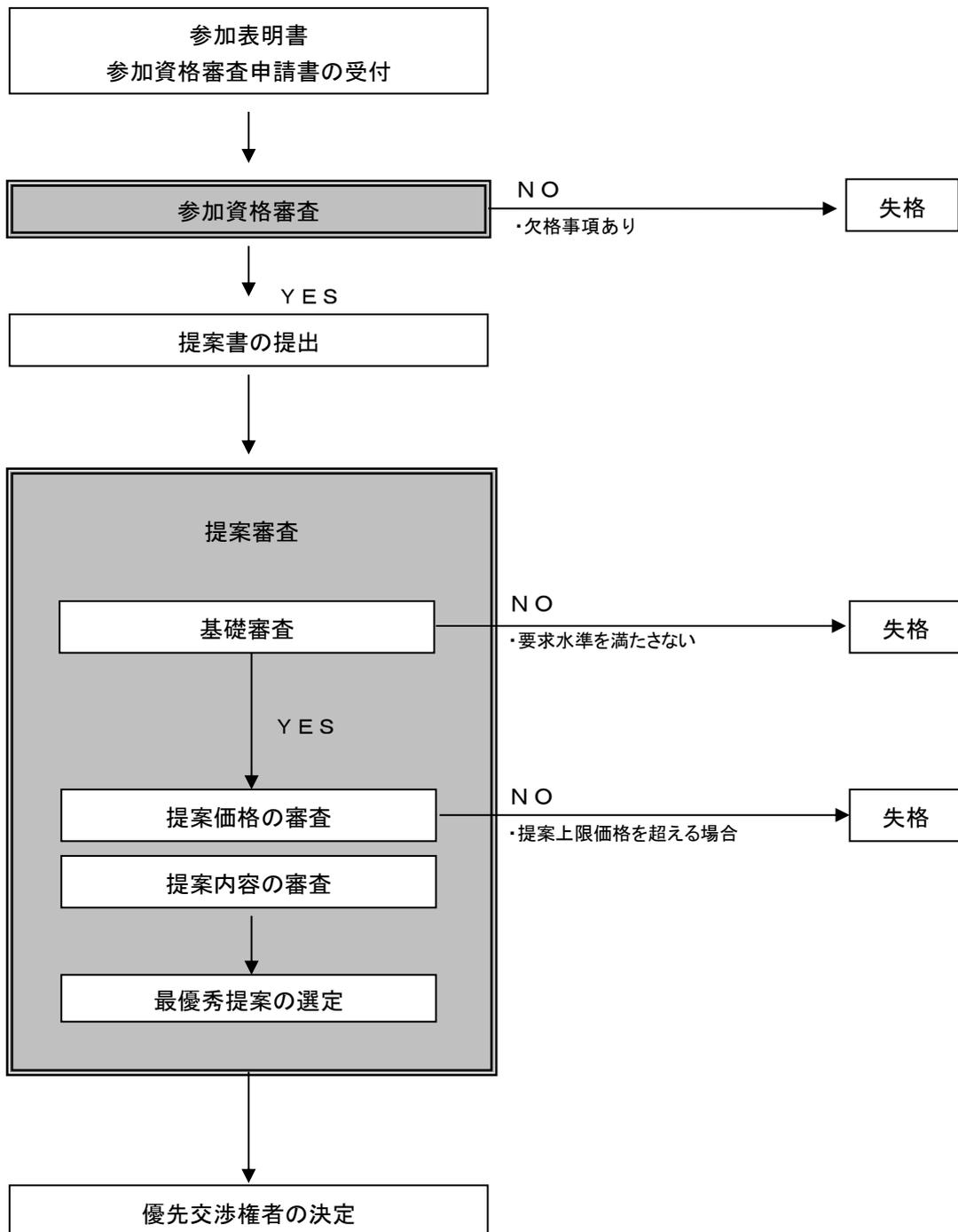
### （2）審査の体制

市は、本事業において公募型プロポーザルを実施するに際し、中立かつ公正な事業者の選定が行われるよう審議を行うことを目的として高松競輪場再整備事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会は、提案書について本事業者選定基準に定める審査基準に基づき評価を行い、最優秀提案者を選定する（２者以上の応募者がいる場合は、次点者を次点交渉権者として選定する）。市は、この結果を踏まえ、本事業の優先交渉権者を決定するものとする。

### (3) 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりである。



### 3 審査基準

#### (1) 資格審査

募集要項において示す応募者の備えるべき参加資格要件の具備について審査を行う。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

#### (2) 提案審査

##### ア 要求水準の確認（基礎審査）

提案書に記載された内容が、市の要求する水準及び性能に適合していることを「要求水準書」に基づき確認する。提案書の内容に市の要求する水準及び性能を明らかに満たさない事項がある場合には失格とすることがある。

##### イ 提案内容の審査

提案書の内容について、次頁以降に示す審査項目ごとに、評価の視点に基づき評価を行う。

定性的審査の評価点付与基準は、以下に示す5段階によるものし、評価に従い各審査項目の配点に対応する係数を乗じて算出するものとする。

<評価点付与基準>

評価区分	評価の意味合い	係数
A	提案内容が優れている	1.0
B	提案内容が概ね優れている	0.75
C	提案内容が普通である	0.5
D	要求水準は満たしているが、提案内容にやや不安がある	0.25
E	要求水準は満たしているが、提案内容に不安がある	0

＜審査項目・主な評価の視点と配点＞

様式 番号	審査項目	主な評価の視点	配点
<b>1 事業実施に関する事項</b>			
5-1-1	実施方針、実施計画、 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の目的、方針を十分に把握した適切な実施方針</li> <li>・確実な事業実施に向けた実施体制の構築</li> <li>・事業実施におけるリスク管理の方針</li> </ul>	3
5-1-2	資金調達・収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の特性を踏まえた具体的かつ確実性のある資金調達方法</li> <li>・安定的な資金確保に向けた提案</li> <li>・収支の算定根拠が明確であり、妥当な計画となっているか。</li> <li>・不測の資金需要への対応策</li> </ul>	3
5-1-3	各種リスクへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各業務の履行リスクを適切に把握したうえで、リスク回避策及び顕在化したリスクに対する適切な対応方針</li> <li>・バックアップ体制等の方策など、事業の継続性の確保に対する対応</li> </ul>	3
5-1-4	地域経済への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業者の活用及び選定、雇用機会の創出など地域経済の活性化に関する具体的かつ確実な方策</li> <li>・新競輪場施設等整備業務や競輪場維持管理運営業務における市内事業者の受注機会確保に関する具体的かつ積極的な方策</li> </ul>	7
<b>2 事業管理業務に関する事項</b>			
5-2-1	事業統括管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統括管理業務の目的を踏まえた本事業の統括管理方法</li> <li>・事業全体を統括し、事業期間を通じて円滑な業務の遂行が可能となる取組方針</li> <li>・本市との連絡体制及びグループ内の企業間で情報を共有できる体制</li> <li>・具体的かつ効果的なセルフモニタリングの仕組み等の提案</li> <li>・個人情報等の漏えい等がないよう適切に管理できる体制・仕組み</li> </ul>	4
5-2-2	自転車振興業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未来のサイクリストの育成や本市での自転車競技人口・サイクリストの増加に寄与できる取組内容の提案</li> </ul>	4
	都市型スポーツ振興 業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者や子どもを中心とするアーバンスポーツ競技の認知度、競技人口の増加に寄与できる取組内容の提案</li> <li>・観戦者や随行家族などのニーズに対応した取組内容の提案</li> </ul>	4
5-2-3	自転車を中心とする 賑わい創出業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイクリングロードの中継地として、サイクリストのニーズに対応した取組内容の提案</li> <li>・市民の自転車に対する多様な価値観を醸成するための取組内容の提案</li> <li>・地域の子どもの居場所づくり、地域と連携した取組内容に関する提案</li> </ul>	4
	ギャンブル等依存症 対策に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ギャンブル等の依存症対策に関して効果的な取組内容の提案</li> </ul>	4

3 新競輪場施設等整備業務に関する事項			
5-3-1	新しい競輪場の計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの核となる競輪場に相応しい街区景観と外観デザインの提案</li> <li>・競輪観覧の魅力が感じられ、楽しめる内装デザインの提案（一般観覧席と特別観覧席の計画を中心に）</li> <li>・競輪観覧の新しい楽しみかたや競輪場を活かしたイベント利用の提案</li> </ul>	5
5-3-2	施工計画の提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要書の工程計画のSTEPに対応する施工計画（仮囲い、搬入路、工事ヤード、重機計画など）</li> <li>・各施設業務区分の境界上の調整、一般利用駐車場や排水など用地をまたがる施設の取り合い調整など（設計からの調整を含む）</li> </ul>	4
5-3-3	施設計画・設備計画の提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競輪場施設の特特殊性に配慮した設備システムと計画</li> <li>・省エネルギー、ライフサイクルコスト、塩害対策に配慮</li> <li>・機器更新や修繕に配慮した維持管理しやすい計画</li> </ul>	4
4 維持管理・運営業務に関する事項			
5-4-1	維持管理業務における実施計画、体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各業務の実実施計画・実施体制（指示系統、人員配置、緊急時の体制、本市との連絡体制等）及び責任の所在が明確に示されたうえで、運営業務との連携方策、本市との連携方策</li> <li>・施設や設備の不具合時にも、本場開催や車券発売の継続を可能とする迅速かつ適切に対応できる体制</li> <li>・サービスの質の維持・向上を図るための有効なセルフモニタリング方法の提案</li> </ul>	3
5-4-2	維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検について、状態基準保全の考え方に基づき、本施設の特徴を踏まえた内容、頻度と修繕方法の判定及び修繕に際して作成する資料や進め方の具体的な計画</li> <li>・施設利用者の日常的な事故防止及び安全確保方法</li> <li>・環境衛生管理、植栽管理について、利用者が快適に利用できる工夫や美観の維持</li> <li>・清掃における各諸室の特性や利用状況を踏まえた内容、頻度、実施時間帯、体制等</li> </ul>	5
5-4-3	運営業務における実施計画、体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各業務の実実施計画・実施体制（指示系統、人員配置及び能力、本市との連絡体制等）及び責任の所在が明確に示されたうえで、本場開催等の混雑時や自然災害、事故・事件、その他緊急時に迅速かつ適切に対応できる体制</li> <li>・魅力的なサービスを提供するための具体的な方策や、サービスの質の維持・向上を図るための有効なセルフモニタリング方法</li> </ul>	3
5-4-4	競輪開催業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車券発売・払戻からイベント・広告宣伝に至る競輪事業における効率的・効果的な運営方法の提案</li> <li>・従来からの競輪ファンが整備後も居心地よく過ごすことができ、かつ新しい客層を呼び込む工夫</li> <li>・一般市民や利用者に向けた施設の知名度向上・集客率増につながる広報及び情報発信並びに具体的かつ実効性のある優れた提案</li> <li>・費用対効果及び実現性のある車券売上額の向上につながる優れた提案</li> </ul>	5

5-4-5	競輪開催業務以外の 運營業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競輪場の魅力向上や自転車への興味に繋がる工夫を取り入れながら、地域の子供たちが毎日、安全・安心して楽しく遊べる新チータカ広場の提案</li> <li>・本業務の目的や基本的な考え方を踏まえ、業務目的を達成するための工夫における具体的かつ優れた提案</li> </ul>	5
5 付帯事業に関する事項			
5-5-1	民間収益事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未来のサイクリストの育成、臨海部の賑わいや周辺地域の活力向上に貢献し、新競輪場施設への集客力の向上にも寄与する施設等の提案</li> <li>・サイクルツーリズムの中継地としての利用や市内の自転車散歩の拠点としての役割に資する施設等の提案</li> </ul>	7
5-5-2	民間収益事業以外の 付帯事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新チータカ広場を利用する親子連れや地域の人ができる多目的スペースの運営にかかる提案</li> <li>・具体性、実現性のある業務実施及び運営計画に関する提案</li> <li>・本業務の目的を踏まえた新競輪場施設との相乗効果やスムーズな連携を図ることのできる計画</li> </ul>	3
配点合計			80

#### ウ 定性的審査の要件

定性的評価点は、選定委員会の各委員の評価点の平均により算出することとし、審査点数が48点に満たない場合は失格とする。なお、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算出するものとする。

#### エ 提案価格の確認

参加資格審査を通過した者の本事業に対する提案価格が、提案上限価格を超えていないことを確認する。この提案価格が提案上限価格を超える場合は失格とする。

#### オ 定量的審査

定量的審査においては、以下に示す算定式により定量的評価点を算出する。

定量的審査の配点は20点を上限とし、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算出するものとする。

#### <算定式>

審査項目	算定式
委託料率(本場開催)	$5\text{点} \times \text{最低提案利率} / \text{提案利率}$
委託料率(場外開催)	$5\text{点} \times \text{最低提案利率} / \text{提案利率}$ (場外開催における利率は各グレードの合計とする)
その他委託料	$5\text{点} \times \text{最低提案委託料} / \text{提案委託料}$ (その他委託料は各年度の支払い合計額とする)
収益保証額	$5\text{点} \times \text{提案保証額} / \text{最高提案保証額}$

※1 最低提案利率とは、全応募者の提案利率の内、最も低い提案利率をいう。

※2 提案利率とは、様式 6-3 における提案利率の内訳をいう。

#### 4 総合評価

選定委員会は、定性的評価点と定量的評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点が最も高い提案を行った応募者を最優秀提案者として選定し、以下、総合評価点の高い順に順位を決定する。

なお、総合評価点が最も高い応募者が複数ある場合は、定性的評価点が最も高い応募者を最優秀提案者とする。この場合において、定性的評価点に係る評価点と同点である応募者が複数あるときは、選定委員の投票により最優秀提案者を選定する。

また、応募者が1者の場合においても、提案書等の審査を行い、定性的評価点が48点以上を満たしている場合は、当該応募者を最優秀提案者とする。

$$\text{総合評価点} = \text{定性的評価点} + \text{定量的評価点}$$

#### 5 優先交渉権者等の決定

市は、選定委員会による審査結果の報告を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。